

金井町内会規約

第1章 総 則

第1条 本会は金井町内会と称する。

第2条 本会は民主的自治の精神に則り、会員相互の自主協力により、生活の改善と文化の向上及び福祉の増進を計り、共存共栄をもって住民と地域の繁栄発展を期することを目的とする。

第3条 本会の地域は金井町、金井1丁目から8丁目、金井ヶ丘1丁目から5丁目とし事務所を会長宅に置く。

第2章 会 員

第4条 本会の会員とは、地域内に居住する世帯を単位とし、誰でも会員となることができる。

- 2 本会に入会しようとする者又は退会しようとする者は、会長に届けなければならない。
- 3 会員が退会したとき、町内会費を納入しないときは、会員の資格を喪失する。

第5条 本会員は区域内に定める「各班」に所属し、各班に班長を置く。

- 2 班長は、班を統括する。

第3章 事 業

第6条 本会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡・親睦及び文化の向上発展に関すること。
2. 会員相互の生活改善及び福祉の増進に関すること。
3. 町内の発展、明るい町を作るための必要な計画と実施に関すること。
4. 各種地域団体並びに連合会等の協力援助に関すること。
5. 集会施設その他の資産の維持管理運営に関すること。
6. 児童並びに青少年及び高齢者対策に関すること。

7. 保健体育及び環境衛生に関すること。
8. 防火及び防災対策に関すること。
9. 防犯及び交通安全対策に関すること。
10. 各種災害による会員の保護及び援助に関すること。
11. その他、目的達成のために必要な事業。

第4章 会 計

第7条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金その他をもって支弁し、会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 本会に入会するときは、別に定める入会金を納入しなければならない。なお入会金は返金しない。

3 会費、入会金は特別な事由があるときは、減免することができる。

第9条 本会に於いて借入金の必要が生じたとき、総予算額の一割までは役員会、それ以上の場合は総会の承認を必要とする。

第10条 会計はすべての金銭物品の出納を正確に記録保管し、会員及び役員会より請求があったときは随時、帳簿を見せ収支の報告をする

。

第5章 機構及び役員

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
 2. 副会長 3名以内
 3. 理事 若干名
- 理事長、副理事長、会計、庶務、委員、備品係

4. 監事 2名

5. 相談役 若干名

第12条 役員の選出方法は下記の通りとする。

1. 会長、副会長は新旧理事の推薦とし総会の承認を得る。
2. 理事は、別に定めるブロックから選出する。
3. 監事は総会の推薦とする。
4. 各役員の選出は改選年の3月中に行うこととする。
5. 理事の内、理事長以下各役員は選出役員の互選とする。
6. 相談役は、歴代の会長経験者の中から選出する。

第13条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
3. 理事長は理事会を司り、会務の運営に当る。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代理する。
理事は各担当に応じて、その執行に当る。
4. 会計は本会の経理を司る。
5. 監事は本会の会計及び業務を監査する。
6. 相談役は本会運営に当り必要に応じその相談に当る。

第14条 役員の任期は2ヶ年とし、補欠により選出された場合は残任期間とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

第15条 本会に自主防災組織を設ける。

2 自主防災組織の運営等については、別に定める。

第6章 会議

第16条 会議は次の通りとする。

1. 総会は定期総会と臨時総会に分け、定期総会は毎年4月とし、臨時総会は会長及び役員会が必要と認めたるとき、又は会員の3分の1以上が必要と認めたるとき会長これを招集する。
2. 会の協議運営に理事会を開催する。なお、必要に応じて役員会、委員会を開催することができる。
3. 理事会は、会長、副会長、監事及び理事をもって構成し、理事長がこれを招集する。但し、必要に応じて理事以外の会員等を出席させることができる。
4. 役員会及び委員会の構成は別に定める。

第17条 本会の会議は出席会員をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第7章 個人情報の取り扱い

第18条 本会が町内会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「金井町内会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」、「金井町内会個人情報取扱規程」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 規約の改廃及び細則

第19条 本規約の改廃は、総会に於いて出席者の3分の2以上の同意をもって議決する。

第20条 本規約の外、必要と認めた事項は、理事会において別に細則を定めることができる。但し次期総会に報告を得る。

第9章 雜則

第21条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

1. 金井町内会規約

2. 会員名簿
 3. 町内会地図
 4. 役員名簿
 5. 備品台帳
 6. 電子帳簿
 7. 総会及び理事会の議事に関する書類
 8. 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他資産状況を示す書類
 9. その他必要な帳簿及び書類
- 2 会員は、上記帳簿及び書類を会長の許可なく持ち出してはならない。

附 則

- 1 災害時に於ける支出については役員会に一任する。
- 2 役員歴通算4年以上に涉りたるものには、感謝状その他をもって感謝の意を表するものとする。

＜本規約の改正の経緯＞

平成16年4月25日 第11条第3号、副理事長を2名から3名に改正する。

平成18年4月23日 第15条を改正する。

平成19年4月22日 第6条第9号を削除。以下、1号ずつ繰上げる。

平成20年4月27日 第2条の一部、第4条の一部を改正し、第4条に第2項、第3項を加える。第5条の一部を改正し、第5条に第2項を加える。第6条第1号、第2号、第5号から第11号までの一部、第7条の一部、第8条第1項、第2項、第3項の一部、第11条第2号、第3号の一部、第12条第2号の一部を改正し、第12条に第6号を加える。第14条に第2項を加える。第16条第2号の一部を改正し、第16条に第3号、第4号を加える。第19条の一部を改正し、別に細則を設ける。「第

8章「雑則」を加え、第20条を加える。

令和7年4月27日 第3条の一部、第6条第8号、第11号の一部、第13条第2号、第3号の一部、第15条第1項、第2項の一部を改正する。第18条を第19条に、第19条を第20条に、第20条を第21条とし、第7章を第8章に、第8章を第9章とし、第17条の次に「第7章 個人情報の取り扱い」を加え、第18条を加える。第21条第1項各号、第2項の一部、改正の経緯の一部を改正する。